

食安輸発0224第1号  
平成27年2月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(イラン産ピスタチオナッツ加工品、パラグアイ産チアシード及びその加工品)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成27年2月20日付け食安輸発0220第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時の自主検査の結果、イラン産ピスタチオナッツを原料として製造されたピスタチオナッツ加工品からアフラトキシンを検出したことから、ピスタチオナッツ加工品については、引き続き原産国の確認を行い、イラン産ピスタチオナッツを原料として30%以上含有する加工品については、輸入届出ごとの全ロットについて、検査命令を行うこととします。

また、輸入時のモニタリング検査の結果、パラグアイ産生鮮チアシードからアフラトキシンを検出したことから、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

なお、パラグアイ産チアシードにおいては、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対して自主検査を指導することとし、自主検査での対応が困難な場合には、行政検査にて対応することとするので、よろしくお願いします。また、検査命令を開始する日については、別途連絡することとします。

記

1. 全輸出国の項目

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ	イタリア産、 シリア産、 スペイン産 及び米国産 にあっては 各々の項によること。	アフラトキシン	別表3によること。 ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、1コントナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ	イタリア産、 イラン産、 シリア産、 スペイン産 及び米国産 にあっては 各々の項によること。	アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。

に改め、

## 2. 別表1中、

対象国地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
イラン	ピスタチオナッツ及び その加工品 (ピスタチオナッツを 30%以上含有するもの に限る。)		アフラトキシン	別表3によること。 ただし、殻付き ピスタチオナッツについては、1 コンテナ(20feet) を1ロットとし、 1ロットを8分割 した後、各分割 の全ての容器包 装から検体を採 取することとし、 1分割あたり5kg (可食部) 採取 したものと検体 (合計8検体) と すること。(注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着 又は含有しているおそれがあるため。

を追加し、

### 3. パラグアイの項中

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
チアシード及びその加工品（チアシードを30%以上含有するものに限る。）		アフラトキシン	平成23年8月16日付け 食安発0816第2号「総 アフラトキシンの試験 法について」によるこ と。	平成23年8月16 日付け食安発081 6第2号「総アフ ラトキシンの試 験法について」 によること。	アフラトキ シンが付着 又は含有し ているおそ れがあるた め。

を追加する。